



市民ネットワークちば

No.64



市民ネットワーク市議会議員左から
後列 常賀かつ子(稲毛区)、福谷章子(緑区)、山田京子(若葉区)、
前列 小西由希子(中央区) 湯浅美和子(美浜区)、長谷川ひろ美(花見川区)

編集・発行 市民ネットワークちば 共同代表/秋山 敏子・小西 由希子
〒260-0013 千葉市中央区中央4-10-11 TEL. 043-201-2551 FAX. 043-223-7701

大地震が起きたら! 市民の安全は?

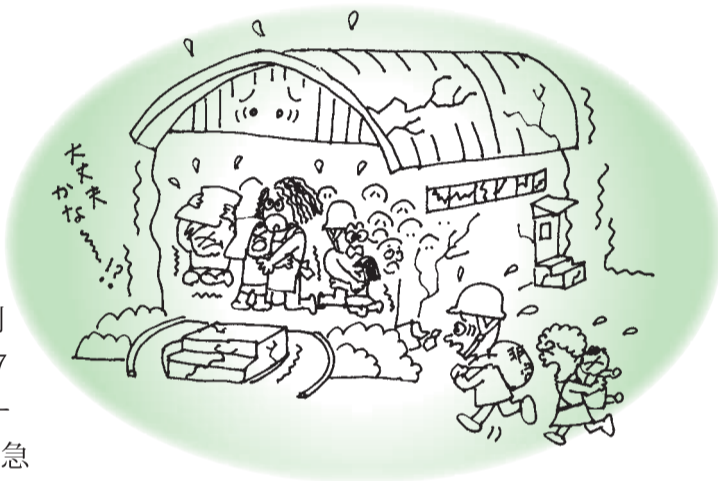
阪神淡路大震災で、建物の下敷きとなって亡くなられた方が多かったことから、1981年の建築基準法改正前に建てられた建物について、耐震診断の実施と改修を求める耐震改修促進法が、1995年に制定されました。

昨年、全国的に進まない耐震化に対し、2015年までに耐震化率90%を目標とする法改正が行われ、今年6月、文部科学省は、耐震改修状況調査結果を公表しました。そこで、千葉市は、国土交通省の基準で「大規模地震で倒壊崩壊の危険性が高い」構造耐震指標(Is値)0.3未満*の公立小中学校の校舎・体育館が10棟あるとされました(実際は11棟)。

10年も前に行われていた耐震診断も

市は学校名を公表せず、市民ネットワークでは、7月に、Is値0.3未満の公共施設の情報公開を請求。耐震診断の実施状況とその結果が明らかになりました。

1995年以降に順次行われた診断の結果、特に「倒壊崩壊の危険性が高い」Is値0.3未満の施設は、校舎7棟、体育館4棟、保育所7棟あり、この他、子どもルーム・市民センター・児童福祉センター・消防署と、早急な対応が必要だったにも関わらず、診断後10年近く放置されてきた施設もありました。その他、Is値0.3以上0.6未満の公共施設は多数に上っています。



体育館に避難できない?!

校舎については診断を終了し順次改築工事が予定されていますが、体育館については、タイプ別の4棟を診断し、すべて0.3未満。診断されていない1981年以前に建てられた体育館はすべて「危険性が高い」ということとなります。災害時に避難場所になる体育館がこの状況では、どこに避難すればよいのでしょうか?

- *Is値0.6以上 必要な耐震強度に対し、100%の強度を持っている
- Is値0.3以上0.6未満 地震の振動・衝撃に対し倒壊・崩壊の危険性がある
- Is値0.3未満 地震の振動・衝撃に対し倒壊・崩壊の危険性が高い

子どもの安全も後回し!

保育所7棟の内、Is値0.00(2001年診断)の花見川第一保育所と0.005(1997年診断)の幕張第二保育所については、8月に保護者への説明と話し合いが行われ、保育課からは以下の提案がなされました。

- ◇ 一時的に近隣保育所へ分散して転所
- ◇ 6ヶ月以内に耐震建築であるプレハブ施設を建設(10年リース)
- ◇ 3月の年度末までには一ヶ所に戻れるようにする

保護者からは、ひどい診断結果が出ていながら長年にわたって耐震対策を施さず、何の説明もなく保育を継続していたことに対する怒りの声と、分散転所をしない対応策の要望で話し合いは難航し、現在も調整中。

診断後すぐに改築・改修を行ってれば、今頃、すべて対応は完了していたはず。10年間放置してきた言い訳として、「民営化の問題」が大きな理由として挙げられたことで、保護者の不信をさらに増大させています。

他の5つの保育所についても、保護者説明会を開き、来年4月までには新設のプレハブ施設に入所できるよう早急に検討中とのこと。

その他のすべての改築・改修計画が、来年3月に公表される予定です。

市民のための千葉市政を

10月20日にオープンしたQiball(きぼーる)、蘇我の再開発事業など、この10年間、大型公共事業に多額の税金がたぎ込まれてきました。

税金をまず何に優先的に使うのか。いつ起こるかも知れない大地震に対して、千葉市民の命と安全を守るという危機管理意識に基づく判断が何より必要です。子どもも大人も、誰でも安心して暮らせるまちづくり、施設づくりのために早急な対応を求めます。

リニューアル

市民ネットワークちばホームページ

<http://www.chibanet.gr.jp/>
どうぞ、ご覧ください。
各区のページ、会派のページもご覧になっていただき、ご意見・ご感想をください。

各区ネット事務所

- 花見川ネット 花見川区花園1-6-5 Tel&Fax 275-9585
- いなげネット 稲毛区黒砂台3-9-26 Tel&Fax 284-3639
- みはまネット 美浜区高洲3-11-3 並木ビル2F
Tel 278-5005 Fax 278-5967
- わかばネット 若葉区都賀の台4-5-15
Tel 284-2339 Fax 284-2362
- 中央ネット 中央区中央3-13-17 Tel&Fax 223-7880
- みどりネット 緑区おゆみ野3-40-8 河野ビル101号
Tel&Fax 293-8011

「連続学習会」 8月20日・10月16日開催
講師 関谷昇 千葉大准教授 主催 NPOクラブ

「市民参加条例は市民参加でつくりたい」という趣旨で開催された連続学習会に、市民・学生・議員・市職員等約30名が参加しました。

「市民参加とは、生活の中で起こる様々な小さな声を拾い上げ、つなぎ、開かれた場にのせて、市政に生かすことです。その仕組みをつくるのが条例で、政策や事業の計画・実施・評価というあらゆる局面での市民参加を、保障し促進することが大切です。市民参加条例は、市民の行政への関わり方を示すもので、将来的には、市民と行政に議会も含めた「わが町の憲法」である「自治体基本条例」が必要となってくるでしょう。」というお話でした。

この「市民参加条例」をどのようなものにするかで、市民自治への進路・進度が大きく変わってきます。私たちの知恵と力が問われているのです。

グループ討議では、条例ができて市民参加の形骸化が心配されること、市の提案に対して、超党派で対案を議員提案していく必要性などの意見も出されました。

今後、どのような「市民参加条例」を望むのか、参加者の意見をまとめ、早急に千葉市に要望書を提出します。

市の条例案は12月に公表され、パブリックコメントが募集されます。ぜひ、意見を寄せましょう。

いっしょにつくろう
私たちの市民参加条例